

ごみの焼却は 違法です!!



違反すると？

5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円）が科せられます。

【罰則規定】

廃棄物処理法第25条、第32条



不法焼却の検挙事例

自社の資材置き場で建築廃材を野外焼却した。

懲役1年
罰金40万円



剪定した木枝は 燃やしていいの？

燃やさないで定められた方法で処分してください。

※家庭・畑から出た剪定枝は中巨摩清掃センターへ直接持込。

【持込み条件】

枝の長さ 1m以下(竹:50cm以下)

枝の直径 10cm以下

【問い合わせ先】

富士川町役場町民生活課生活環境担当

TEL:0556-22-7209 FAX:0556-22-8666

廃棄物焼却炉構造基準

次の基準を満たしていない焼却炉は使用できません。

- ・ 焼却室内が外気と接することなく800度以上の温度で焼却。
- ・ 焼却に必要な空気の通風が行われるもの。
- ・ 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入。
- ・ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定できること。
- ・ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置があること。

※一定規模以上の焼却炉の設置には法の許可、条例の届け出が必要です。

